

1、前提条件

- ア、ファイザー社製ワクチンについては、超低温保管や短期間で大人数への接種が必要なことから、一般の診療所等での接種が困難なため、集団接種を想定している。
- イ、早期に市内の接種を完了させるためには、その後に提供される他のワクチンについては、市内の診療所等での接種について取り組みをお願いしていきたい。
- ウ、集団接種の事業主体は市町村となる。
- エ、集団接種に際しては、医師や看護師等の医療従事者の確保が不可欠である。
- オ、別途、県が調整となっている医療従事者向け接種については、市内2病院で予定。

2、これまでの経緯

- ア、郡市医師会、さくら市医師団と協議し、集団接種の方法について協議。
- イ、市医師団とは、1月28日に役員との意見交換。協力を得られる方向で調整中。
- ウ、市内22医療機関のうち10数名の医師の協力を得られるものと想定。
- エ、看護師については、市内医療機関から出すことは難しいため、別途募集で調整中。
- オ、接種を受けた方の容体急変時の救急受け入れ先として、市内の黒須病院に依頼し、了承を得られた。
- カ、接種券送付後に予約受付等に当たるコールセンターは業務委託として契約準備中。
その際に接種会場内スタッフの一部も業務委託に含める。(スタッフの訓練や習熟等を考慮)

3、実施に向けた対応

- ア、接種会場を想定している氏家公民館については、10月末までの接種期間の貸し出し中止。(今後、氏家体育館使用の可能性も精査)
- イ、協力医師の確保と救急搬送受け入れ態勢確保に向け、協力医療機関への交付金の交付を予定。
- ウ、集団接種会場の動線等を確認するため、レイアウトのシミュレーションを2月4日あるいは5日に実施予定。

4、推進体制

- ア、2月1日に「新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」を新たに設置。、市長以下部長級職員で構成するこれまでの「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を兼ねることとする。
- イ、現在の推進室7名体制を発展的に拡大させ、2月15日から業務別に班を設置し、さらに具体的な実務を担当する。それぞれ5人から10人程度の職員を併任とする予定。

新型コロナウイルス感染症対策及び事業者支援での新たな対策事業について

1、地元事業者等緊急支援助成金

国による緊急事態宣言の発出で、市民の生活が制限されることや経済活動の落ち込みの長期化に伴い影響を受ける事業者等を追加支援する。

① 対象

- ・緊急事態宣言での時短営業協力金及び納入業者給付金の対象にならない事業者
- ・緊急事態宣言の影響により、本年1月または2月売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少している中小事業者・個人事業主・農業者

② 交付額

1事業者あたり法人は30万円

個人事業主は20万円

③ 想定事業費

30万円×100件＝3,000万円

20万円×150件＝3,000万円

計6,000万円

2新型コロナウイルスワクチン接種体制確保交付金

新型コロナウイルスの感染拡大により、ひっ迫する医療現場を支援するとともに、特に新型コロナウイルスワクチン接種を適切かつ迅速に実施するため、体制構築に協力可能な医療機関を支援する。

① 対象

ア、市内の診療所

イ、市内の病院

② 交付額

ア、市が実施する集団接種会場に医師を派遣する診療所 30万円

イ、医療従事者等への接種を行う病院 100万円

ウ、市が実施する集団接種での救急患者を受け入れる病院 500万円

③ 想定事業費

30万円×20件＝600万円

100万円×1件＝100万円

500万円×1件＝500万円

計1,200万円

3、高齢者施設等検査費用助成事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、介護施設等でのクラスター発生も相次ぎ、要介護者のサービスが制限される等の事態も発生している。

施設側では安全確保に配慮しつつサービス継続に努力しているが、適切な介護サービスの提供を継続するため、職員の新型コロナウイルス感染への対応策として、栃木県が施設入所職員の抗原検査1回の実施を決定したが、本市として、施設側の安定的体制維持のため、高齢者へのワクチン接種が開始されるまでの間の定期的なPCR検査の取組みを支援する。

① 対象者

・市内の高齢者及び障がい者入所施設・通所施設の職員、精神病院の職員

② 対象回数

・職員については、1人当たり2回まで

ただし、プール検査（複数人一括検査）の場合は4回まで

③ 補助額：経費の全額、ただし上限2万円/回

③ 期間等：令和2年2月から3月までに実施した検査費用

④ 想定事業費：2回/人×1，200人×2万円 計4,800万円

4、緊急経済対策特別資金（新型コロナ対策資金借り換え）

これまでに経営資金を借り入れ、返済が必要となるも経営が改善せず、資金繰りが厳しい中小事業者の支援のため金融機関と連携し貸付を行う。

① 対象

ア、・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1か月の売上高が前年等と比較して5%以上減少し、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年等と比較して5%以上減少する見込みである方（セーフティネット5号）

イ、危機関連保証（15%減少）

ウ、セーフティネット4号（20%減少）

② 融資限度額：1，000万円～2，000万円

③ 融 資 枠：15億円（預託金5億円、協調倍率3倍）

④ 融資期間：10年以内

⑤ 据置期間：3年以内

⑥ 保 証 料：全額補助

想定経費：5,000万円程度

⑦ 利子補給：当初より3年間

想定経費：5,000万円程度（3か年）

* 今後の進め方と財源

1、当該内容について、本日2月2日の全協で提案し了承を得た。

2、補正予算については、1～3については2月12日に臨時議会を開催し、4については、3月定例会最終日に補正予算を追加議案として、それぞれ速やかに進める。

3、国の地方創生臨時交付金第3次枠の事業計画で申請予定。

（要望額まで至らない場合は、基金繰入等に対応）